

基安発 1218 第 2 号
平成 27 年 12 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

芳香族アミンによる健康障害の防止対策について

今般、染料・顔料の中間体を製造する事業場で、複数名の労働者が膀胱がんを発症する事案が発生した。膀胱がんを発症した労働者については、オルト - トルイジンをはじめとした芳香族アミンを取り扱う作業に従事していたことが分かっているが、現在、労働安全衛生総合研究所の協力も得て作業実態や発生原因について調査を行っているところである。

このため、予防的観点から、別添により芳香族アミンによる健康障害の防止対策を講ずるよう、事業者団体に要請したところである。

については、都道府県労働局においても、同種の事案を予防する観点から、関係事業者に対して芳香族アミンによる健康障害の防止対策の適切な実施につき指導するとともに、管内関係事業者団体に対して要請願いたい。